

別紙4 設備等の保守管理内容

設備等名	保守管理内容
自家用電気工作物設備	電気事業法に基づき、以下の設備の保安管理業務（毎月1回）を実施する。 1. 高圧受電設備（6.6KV，105KVA） 2. 予備発電機（55KVA）
浄化槽設備	浄化槽法及び環境省関係浄化槽法施行規則に基づき、保守点検業務（年4回）を実施する。
火葬炉設備	火葬炉設の円滑かつ安全な運営及び管理を目的とし、火葬炉の以下の設備について保守点検業務（年1回）を実施する。 1. 火葬炉耐火物 2. 燃焼設備 3. 電気系統設備 4. 給油設備 5. 付属設備（台車運搬車など）
消防用設備	消防法に基づき、以下の設備の保守点検業務（総合点検年1回，機器点検年2回）を実施する。 1. 消火器具 2. 自動火災報知設備 3. 誘導灯及び誘導標識
地下タンク設備	消防法に基づき、以下の点検業務（年1回）を実施する。 1. 地下タンク諸元 2. 配管諸元 3. 漏えい検査 4. タンク内状態